

## 善福寺川整備工事による施設の損傷に対する和解について

平成19年度から平成24年度までに東京都建設局第三建設事務所（以下「都三建」という。）が実施した善福寺川整備工事により、隣接する済美養護学校及び済美教育センターの外床にひび割れ等の損傷が生じた。これについて、令和5年5月に東京都から区への損害賠償額を含めた和解条件の提示があり、協議を進めてきたところである。当該工事による近隣施設への損害は29件発生しているが本件以外は既に和解していること、また東京都からは時効を援用せず速やかに賠償する意向が示されたことから、以下のとおり、地方自治法第180条第1項に基づく区長の専決処分により和解した。

### 1 主な経過

平成19年3月7日	都三建が善福寺川整備工事を実施した。（～平成24年10月9日）
25年9月10日	都三建が工事による損傷を認定した。
令和5年5月25日 29日	東京都から区に対して、損害賠償額を含めた和解条件の提示があった。
9月27日	東京都から区に対して、時効は援用しないこと、示談書により和解したい旨の説明があった。
令和6年1月24日	東京都と示談書の締結

### 2 損傷の概要

	工事及び損傷の概要	区の損害額※
済美養護学校 （体育館）	○善福寺川整備工事 （平成19年3月7日～24年10月9日） ○外床隙間発生、外床隙間拡大	202,000円
済美教育センター （災害備蓄倉庫）	○善福寺川整備工事 （平成19年3月7日～24年10月9日） ○外床破損・拡大、土留め隙間拡大	16,500円

※都三建が調査結果を踏まえ、国の補償算定要領及び補償標準単価表等に基づき算定。

### 3 和解の内容

- (1) 金額 218,500円  
（内訳） 済美養護学校 202,000円  
済美教育センター 16,500円

(2) 和解の条件

本件に関し、今後、如何なる事態が生じて相手方は勿論、何人に対しても、何らの異議・請求など一切行わないこと。

### 4 損傷への対応

済美養護学校の体育館については、今年度中に補修を行う。なお、済美教育センターの災害備蓄倉庫については、済美養護学校教育環境整備工事により解体しており、現存していない。

### 5 今後の進め方

令和6年2月 第1回区議会定例会へ報告